公示第62号

公　　示

令和8年11月臨時海技士国家試験（航海・機関）の総合合格者を下記のとおり公示する。

令和8年11月26日
内閣府沖縄総合事務局長

記

種　　別	受　験　番　号
四級海技士（航海）	1501、1502、1503、1507、1508、1509　以上6名
五級海技士（航海）	1702、1703、1705、1706、1707、1709　以上6名
内燃機関四級海技士（機関）	3507　以上1名
内燃機関五級海技士（機関）	3701、3702、3703、3704、3705、3706、3707、3708　以上8名
内燃機関六級海技士（機関）	3901　以上1名

※ 受験者がいない種別については、掲載省略。

（注）　1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。
（船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項）
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。
（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2）
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。
（TEL：098－866－0031　内線85325、85329）